	A +□	n± 88	社 各 地 区
月日	会 場	時間	対象地区
6月4日 (火)	元木生活改善センター	10:00 ~ 11:30	元木
	小屋瀬農村センター	13:30 ~ 15:00	小屋瀬
	ゆきわり荘	10:30 ~ 11:30	吉ヶ沢
	土谷川生活改善センター	13:30 ~ 14:30	土谷川
6月5日 (水)	小田林業研修センター	10:00 ~ 11:30	小田•垂柳
	星野生活改善センター	13:30 ~ 15:00	星野•馬場
	冬部生活改善センター	10:00 ~ 11:30	下冬部・田屋・根地戸・市部内 境の沢・名前端・毛頭沢
	田野構造改善センター	13:30 ~ 15:00	前里·田部馬渕·正路·寺畑·触沢 上田野
6月6日 (木)	橋場生活改善センター	10:00 ~ 11:30	大沢·橋場·野中
	江刈農村センター	13:30 ~ 15:00	泉田・小苗代・中村・寺田
	遠矢場林業研修センター	10:00 ~ 11:30	江刈馬渕・遠矢場・車門
	五日市生活改善センター	13:30 ~ 15:00	山岸·五日市·栗山
6月7日 (金)	葛巻町総合センター	10:00 ~ 12:00	田代·平船·田子·城内小路·下町 新町
		13:30 ~ 17:00	浦子内・茶屋場・四日市・江刈川 ※上記日程に来られない方

※上記日程でご都合のつかない人は、申請期限までに役場農林環境エネル ギー課へお越しください。

辰家の皆さん 経営所得安定対策 父付申請

宮所得安定対策」 になりま 経営所得安定対策の交付申請受付のため、 に改称され、 ざれ、ほぼ同内容で継続実施されること、別個別所得補償制度」は、今年度から「経

▶申請期限 7月1日(月)

▶問合せ先

町農業再生協議会 (役場農林環境エネルギー課) ☎66-2111 内線145・146

受付を行

す

提出お忘れなく!

児童手当の現況届

児童手当や特例給付を受給している人は、毎年6月中 に現況届を提出しなければなりません。用紙は6月上旬 に郵送しますので、必要事項を記入のうえ期限までに提 出してください。現況届の提出がない場合、継続受給の 審査ができないため、6月分以降の手当が受給できなく なりますのでご注意ください。

【提出先】役場住民会計課3番窓口

【提出期限】6月28日(金) 郵送可

【手続きに必要なもの】①現況届 ②受給者の健康保険 被保険者証(国民年金加入者は不要) ③印鑑 ④平成 25年度児童手当用所得証明書(平成25年1月1日に町 外に住民登録していた人。配偶者の扶養を確認できる場 合は、受給者本人のみ必要)

※児童と別居している場合など、このほかに必要な書類 があります。

間役場住民会計課 ☎66-2111 内線123

鶏などの家きんを飼養している人は 「定期報告書」

養状況を県知事に報告しなければなりません。 【家きんの種類】鶏、あひる、うずら、きじ、だちょ

【提出期限】6月15日

畜保健衛生所(☎019-688-4111)へご連絡ください。



めでたく100歳に

町内の100歳以上は5人に! 全員が女性 最高齢は103歳

5月17日、 橋本サ 歳の誕生日を迎えました。 \exists さ (元町) 「いつまの砂荘へ 橋本さ



ふるさとづくり

町への応援

ありがとうございます

葛巻育英奨学会に

今野國夫さん

100万円寄付

今野國夫さん(茶屋場・

75歳) は、葛巻育英奨学

会に100万円を寄付され

ました。町は社会に貢献

できる人材の育成のため

有効に活用させていただ

今野さんは「今年で当

町にお世話になって60年

の節目に当たります。当

町のお役に立ちたい」と

多額の寄付をされました。

ありがとうございます。

きます。

寄付でまちづくりを応援してください!

ご寄付ありがとうございます 7年間で754万5千円に

■ 町の約9割を占める山林

■ この豊かな森林を眠らせておくのは「もったいない」

■ 森林を守り育てていくことと新エネルギーの導入を進めて 「くずまき」らしい持続可能な循環型林業を構築できないだろうかー。

■ このような発想から町は平成17年度にふるさとづくり基金を創設。 全国から寄付金を募集し、平成24年度で合計金額は745万5千円に達しました。

■ 皆さんからいただいた寄付は、伐採した山林への再造林や 公共施設へのペレットストーブの設置などに活用されています。

■ 自立の町を目指す「くずまき」を応援してくださる全国の皆さんと町民の皆さん、 ふるさとづくり基金へのご協力をお願いします。

■ 寄付の方法は、町のホームページをご覧になるか、 役場総務企画課 ☎66-2111 内線220へお問い合わせください。

24年度は110万円を有効活用

24年度は、寄付をいただいた財源の中 から110万円を取り崩して、次の事業を 行いました。

▶森林の保全と資源循環に関する事業 伐採跡地9.68haに再造林を行いました。



鶏などの家きんを飼養している人は、毎年、飼

う、ほろほろ鳥、七面鳥

【提出先】役場、農協、家畜保健衛生所

【報告書】定期報告書様式は役場、農協、家畜保健 衛生所に用意してあります。飼養100羽未満の人 は、3月に家畜保健衛生所から送付された往復は がきを利用しての報告でも構いません。なお、愛 元で家きんを飼っている人も報告の義務がありま す。報告様式をお持ちでない人は、役場または家

間役場農林環境エネルギー課 ☎66-2111 内線145

〔7〕 平成25年6月1日・広報くずまき